

平成 14 年 5 月 13 日制定
平成 16 年 10 月 10 日改定
平成 19 年 10 月 10 日改定
平成 20 年 4 月 10 日改定
平成 20 年 7 月 9 日改定
平成 25 年 12 月 26 日改定
平成 26 年 12 月 1 日改定
平成 27 年 6 月 1 日改定
平成 27 年 10 月 1 日改定
令和 4 年 12 月 13 日改定

時刻歴応答解析建築物構造性能評価 申請要領

株式会社 都市居住評価センター
性能評価・試験事業部

目 次

1. 性能評価の対象
 2. 申請・性能評価の手順
 - 1) 事前相談
 - 2) 仮申請
 - 3) 受 付
 - 4) 性能評価手数料の納付
 - 5) 部 会
 - 6) 報告委員会
 - 7) 性能評価書の交付
 - 8) 大臣認定申請
 - 9) 最終保存図書
 3. 申請取り下げ及び審査中断について
 4. 設計変更の性能評価申請の取扱いについて
 - 1) 事前相談
 - 2) 設計変更の性能評価についての補足
 5. 審査期間
 6. 性能評価手数料
 7. 申請受付先及び問合せ先
- 別紙－1：構造性能評価申請に伴う事務手続きのフロー

1. 性能評価の対象

本要領は、以下の建築物の構造性能評価における申請要領及び審査手順を示したものです。

①建築基準法第20条第1項第一号（第二号ロ、第三号ロ、第四号ロ）の規定による建築物

2. 申請・性能評価の手順（「別紙-1 構造性能評価申請に伴う事務手続きのフロー」参照）

1) 事前相談

性能評価案件については、株式会社 都市居住評価センター（以下「当機関」という。）の性能評価・試験事業部担当職員と事前に打合せ（事前打合せ日時の予約要）を行い、以下の事項を明確にして下さい。

- ①建築物の構造設計方法
- ②使用材料の確認（建築基準法第37条第二号に係る事項の有無）
- ③耐久性等関係規定に係る事項の確認（建築基準法施行令第36条第2項第二号に係る事項）
- ④性能評価対象部分と対象外部分との区別

同時に、性能評価・試験事業部の担当職員より、申請要領、申請図書作成要領及び手続き等のスケジュールの説明をいたします。

2) 仮申請

受付部会または受付委員会が開催される1週間前までに、以下の書類を性能評価・試験事業部に提出し、担当職員の確認を受けて下さい。（メールでも可）

- ①性能評価申請書（仮）、申請事項・・・・・・・・・・1部

3) 受付

性能評価案件の申請受付は、受付部会にて行うことを標準とします。ただし内容によっては、受付委員会にて行う場合もあります。

申請者は、受付部会（または受付委員会）の開催日前日までに以下の図書を提出して下さい。

部会受付場合は、開催日1週間前に、性能評価用提出図書の確認をさせていただきます。

- ① 性能評価申請書・申請事項・・・・・・・・・・1部
- ② 性能評価用提出図書・・・・・・・・・・3部
- ③ 概要説明資料(抜粋版)・・・・・・・・・・3部
- ④ 資料(①～③)のPDFデータ・・・・・・・・・・1式（メールでかまいません）

申請者は、受付部会または受付委員会に出席して、構造設計概要の説明をしていただきます。

受付委員会の場合は、「概要説明資料(抜粋版)」により性能評価案件の構造設計概要を説明していただきます。（約25分間）

質疑応答事項については、「指摘事項回答書」（様式 SH-共-A04）を使用し作成し、部会にて提出して下さい。

概要説明及び質疑応答後、案件の受付可否を決定いたします。

受付「可」の場合は、部会の設置に関する事項の審議後、部会の開催日時・担当委員名について、性能評価・試験事業部よりメール等でお知らせいたします。また、受付「否」の場合は、その旨を連絡し、後日、性能評価申請受付ができない旨の「通知書」を発行し、申請図書を返却いたします。

4) 性能評価手数料の納付

性能評価手数料については、受付部会（または受付委員会）において受付「可」となりましたら、その請求書を送付いたしますので、請求書送付後2週間以内に所定の銀行までお振り込み下さい（性能評価手数料が振り込まれていない場合、性能評価書を交付できないことがあります。）。

一度入金された性能評価手数料は、審査の途中で取り下げられても返金いたしません。

5) 部会

部会では、申請者による性能評価案件の詳細な説明に基づき、担当委員により審査が行われます。部会開催の頻度・日程は案件の内容により定めます。

質疑応答をまとめた指摘事項回答書（様式 SH-共-A04）及び追加検討資料（各 3 部）は次回部会開催日の開催時刻までに性能評価・試験事業部に提出して下さい。

第 2 回以後の部会においても同様の要領で行います。なお、追加検討資料の作成については「時刻歴応答解析建築物構造性能評価申請図書作成要領」を参照して下さい。

6) 報告委員会

申請者は、報告委員会の開催日の前日までに性能評価・試験事業部に提出して下さい。

- ① 報告委員会資料・・・・・・・・・・・・・・・・・・1 部
- ② 資料(①)の PDF データ・・・・・・・・・・・・・・・・1 式（メールでかまいません）
「時刻歴応答解析建築物構造性能評価申請図書作成要領」を参照して下さい。

部会での審議が終了しますと、担当委員は部会での審査結果をまとめ、構造性能評価委員会（報告時）において報告を行います。そして、担当委員の報告及び当委員会（報告時）での審議を基に「適合」、「適合(確認事項あり)」、「保留」、「不適合」の判定を行います。

判定区分は以下のとおりです。

「適合」・・・・・・・・・・審査終了

「適合(確認事項あり)」・・軽微な修正、追加検討事項についての確認を行った後、審査終了

「保留」・・・・・・・・・・再度、部会にて継続審査を行う

「不適合」・・・・・・・・・・審査を継続することが困難であるため、審査打ち切り

判定結果を基に、性能評価書の審査を行います。

報告委員会での審査終了後、その結果をすみやかにメール等で連絡いたします。

「不適合」の場合には、性能評価をしない旨の通知書を交付いたします。

7) 性能評価書の交付

構造性能評価委員会（報告時）の審査結果のうち、「適合」の場合は、結果通知後 1 週間以内に、「適合(確認事項あり)」の場合は、承認後 1 週間以内に、性能評価書を交付致します。

8) 大臣認定申請

当機関で性能評価書を交付した案件については、国土交通大臣への認定申請に係わる事務手続きの代行をさせていただきます。なお、詳細は「性能評価の国土交通大臣認定手続きの代行」についてを参照して下さい。

9) 最終保存図書

申請者は、「時刻歴応答解析建築物構造性能評価申請図書」および「最終保存図書作成要領」に従って、最終保存図書を 2 部作成し、大臣認定書受領後 2 週間以内に性能評価・試験事業部に提出して下さい（「最終保存図書確認印」を押印後、1 部は申請者に返却し、1 部は当機関にて保管いたします。）。

3. 申請取り下げ及び審査中断について

申請者の都合により、審査途中で申請を取り下げる場合は、申請取り下げ理由を明記した「取り下げ届」（様式 SH-共-A08）を提出して下さい。

追加実験、図書の再検討を行うため、審査を 2 ヶ月以上中断する場合は、中断理由を明記した「審査中断届」（様式 SH-共-A09）を提出して下さい。審査の再開を希望するときは、「審査再開依頼書」（様式 SH-共-A10）を提出して下さい。提出日より審査を再開いたします。

4. 設計変更の性能評価申請の取扱いについて

当機関において性能評価が終了している建築物で、構造設計に変更が生じた場合の取扱いについては、当機関の性能評価・試験事業部に連絡下さい。なお、確認検査段階における取扱いについて

は、事前に特定行政庁や確認検査機関にご相談下さい。

1) 事前相談

設計変更の性能評価申請の取扱いにあたっては、当機関の性能評価・試験事業部と事前に打合せを行い、以下の事項を明確にして下さい。

①追加・変更内容

②追加・変更事項の検討内容

建築物の設計変更の性能評価は、原則として、案件名、申請者名、設計者名、建設場所の記載内容に変更がないものについて適用いたします。

事前相談内容により、構造性能評価委員会・部会開催の可否を構造性能評価委員会の委員長及び前回性能評価時の担当委員との打合せを行い、結果を連絡いたします。

2) 設計変更の性能評価についての補足

①小幅な変更の場合について（「軽微な変更」の場合）

小幅な変更の場合については、当機関の性能評価・試験事業部で受付を受理し、場合によっては、受付部会（または受付委員会）を経ることなしに審査を開始することもできることにしております。

②その他の変更の場合について

変更内容が前回の性能評価内容と大きく変更される案件については、構造性能評価委員会の委員長、担当委員及び当機関の性能評価・試験事業部と協議の上、新規性能評価と同様の申請とさせていただきます。

性能評価手数料については、受付後請求書を送付いたしますので、性能評価終了までに所定の銀行へお振り込み下さい。

（手数料が振り込まれてない場合、性能評価書を交付できないことがあります。）

5. 審査期間

審査期間は、受付から報告委員会開催日までの期間とし、その期間は3週間から1ヶ月程度とし、その間部会を2～3回行います。

6. 性能評価手数料

本性能評価の手料金は「建築基準法施行規則第11条の2の3」に基づいた「性能評価手数料一覧」（ホームページに掲載）に掲げる額といたします。

7. 申請受付先及び問合せ先

性能評価申請に関する受け付け及び申請手続き、審査要領等に関する問合せについては、以下までお願いいたします。

株式会社 都市居住評価センター 性能評価・試験事業部
〒105-0001 東京都港区虎ノ門1丁目1番21号 新虎ノ門実業会館3階
TEL 03-3504-2461 FAX 03-3595-0902